

程ヲ修了シ得ザルモノト認メラル、トキ又ハ復學ノ時期ニ拘ラズ特ニ本人ノ希望アリタルトキハ原學年ニ復シ修學セシムルコト

東京音樂學校長殿

四、前三項ニ依リ卒業、修了、復學等ノ取扱ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク本省ニ開申スルコト

五、本件ハ學則ノ規定ニ拘ラズ之ヲ實施スベキコト（和文タイプ）

〔例規集 昭和十三年七月 教務課〕

決戰非常措置要綱第一項(8)ニ依ル學校々舍ノ轉用ニ關シテハ時局柄各方面ヨリ相當ノ轉用希望申入レ有之ニ付學生々徒定員ノ減少、學徒ノ入營入團及勤勞動員等ヲ睨合セ出來得ル限り協力スル様致度ニ付テハ左記様式ニ依リ轉用シ得ル建物坪數等七月二十七日迄ニ御報告相成度

### (十三) 學校工場化に伴う土地建物貸付（昭和十九年七月）

發會一〇七號

昭和十九年七月十一日

文部大臣官房會計課長印

東京音樂學校長殿

學校工場化ニ伴フ土地、建物貸付ニ關スル件

決戰非常措置要綱ニ基キ土地及建物ヲ貸付ムトスル場合之力料金ハ大體土地ニ關シテハ臺帳價格ノ四分（年割）建物ハ建築價格ノ一割（年割）程度（最近ノ建築ニシテ單價高キモノニ付テハ適宜減率差支ヘナシ）ノ率ヲ以テ算定相成様致度此段通知ス

追而契約條件トシテハ學生教育上ノ必要ニ基ク條件ノ外別案ノ條件ヲ一應具備セラル、様御考慮相煩度

發專一八一號

昭和十九年七月二十一日

記入上ノ注意

一、大學豫科、專門部ヲ附置スル大學ニ於テハ夫々別紙トスルコト

ト

- 二、用途ノ欄ニハ教室、實驗室等ノ別ヲ記入スルコト
- 三、建物種別ノ欄ニハ建物ノ名稱、構造、棟數ヲ記入スルコト
- 四、現ニ轉用又ハ貸付中ノ部分ニ付テハ各欄ニ付朱書シ且備考欄ニ使用先、使用期間ヲ記入スルコト

參 照

◎決戰非常措置要綱（抄）（昭和十九年一月二十五日閣議決定）

一 學徒動員體制ノ徹底

(3) 學校校舎ハ必要ニ應ジ之ヲ軍需工場化シ又ハ軍用、非常倉庫用、非常病院用、避難住宅用其ノ他緊要ノ用途ニ之ヲ轉用ス

◎學校校舍轉用ニ關スル具體的實施要綱（昭和十九年四月一日  
次官會議決定）

一 決戰非常措置要綱第一項(3)ニ依ル學校校舍ノ轉用ニ關シテハ同

要綱第一項(1) 常時ノ組織的態勢ノ趣旨ヲ損フコトナキヤウ周到  
ナル用意ノ下ニ之ヲ考慮スルモノトス

空襲時ニ於ケル轉用ニ付テハ數段階ノ被害狀況ヲ想定シ別途之ヲ  
考慮ス

二 校舍ヲ轉用スル場合ノ用途ハ概々軍教育用、非常用、（非常公  
用、非常倉庫用、非常病院用等）、軍需工場用、其ノ他緊要ナル  
用途ノ順位

(十四) 宣庁建造物の電線等の転用（昭和十九年九月）

官會九〇號

昭和十九年九月四日

文部大臣官房會計課長印

東京音樂學校長殿

官廳建造物ノ電線等ノ轉用ニ關スル件

決戰下緊急官廳營繕材料トシテ各官廳建造物ノ電線等別紙撤去基準  
ニ依リ回收スルコトト相成タルニ付別紙大藏大臣官房營繕課長ノ照  
會舊寫御參照ノ上至急關係圖面添付御回報相成度

官廳建造物ノ電線等撤去基準

一、電燈設備

(イ) 廳舍ニ付テハ各省每ニ概々既設燈數ノ半減（可能ナル場合ハ

半減以上）ヲ基準トスルコト（個々ノ室毎ノ撤去率ノ相異ハ各  
省ノ具體的事情ニ應ジ調製スルコトスルモノ總數ニ付右ノ基準  
ニ達スルコト）

(ロ) 學校舍ニ付テハ事務室等ハ前號ニ依リ普通教室等ニシテ特ニ  
夜間使用ノ必要ナキモノハ晝間採光ノ不充分ナラザル限り授業  
上絕對ニ必要ナルモノヲ雜置スルニ止メ室内電燈ヲ全廢スルコ  
トトシ、講堂道場生徒控所等ノ室内電燈ハ半減又ハ全廢スルモ  
ノトス

(ハ) 工場、試驗所、官舎、病院其ノ他ニ付テハ事務室等ハ前記(イ)  
號ニ依ルノ外不急ノモノハナルベク減燈スルモノトス

(二) 構内外燈ニシテ燈火管制ニ依リ休燈シアルモノハ之ヲ撤廢ス  
ルモノトス

(ホ) 前各號ニ依リ撤去スベキ電線ハ一應容易ニ取外ジ得ルモノヲ  
對象トシ、建造物ヲ破壞セザレバ撤去シ能ハザルモノ（例ヘバ  
碍子外工事ニ於ケル點換シ能ハザル一階天井裏配線ノ如キ）ハ  
前記基準ノ減燈ニハ算入セザルモノトス

(ヘ) 前各號ニ依リ撤去スベキ附屬器具ノ範圍ハ碍子、碍管、電線  
管、線樋、點滅器、開閉器、「シーリングローゼット」、電燈  
器具、「コンセント」其ノ他ノ配線材料及器具トス

〔二、以下省略〕

音會一三二號 發送九月十八日

昭和十九年九月十三日起案

官廳建造物ノ電線等ノ轉用ニ關スル件